

実績評価書(案)(8月4日時点版)

【資料1-1】

(厚生労働省4(Ⅲ-3-1))

施策目標名	被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと (施策目標Ⅲ-3-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること						
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 労働者災害補償保険では、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行っている。 建設アスベスト訴訟において、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸引することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことを受けて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号。以下「給付金法」という。)が成立し、令和4年1月19日以降、同法に基づく給付金等の支給を開始している。 						
施策実現のための背景・課題	1	労災保険給付の新規受給者数については、依然として60万人を超えており、被災労働者等に対して、迅速かつ公正な保護を図ることとしている労災保険制度の目的を達成するためには、デジタル化の推進や迅速な事務処理の徹底が重要となっている。特に過労死等事案については、国民の関心も高く、労災請求件数は2,800件台に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている。					
	2	給付金法に基づく給付金等の支給を令和4年1月19日以降開始しており、同法に基づく給付金等の支給を円滑に行う必要がある。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮			被災労働者等の迅速な保護を実現するためには、保険給付の請求から決定までの期間を短縮する必要があるため。		
	目標2 (課題2)	給付金法に基づく給付金等の円滑な支給			最高裁判決等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図る必要があるため。		
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	808,556,446	807,127,637	807,600,417	799,023,252	797,763,005
		補正予算(b)	0	0	172,946,964	-39,831	0
		繰越し等(c)	89,905	361,498	0	0	
		合計(a+b+c)	808,646,351	807,489,135	980,547,381	798,983,421	
	執行額(千円、d)	786,270,704	764,318,010	929,550,518	746,508,863		
執行率(%、d/(a+b+c))	97.2%	94.7%	94.8%	93.4%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-		-		-		

達成目標1について		労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮								
測定指標	指標1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数 (アウトプット)	指標の選定理由	労災保険給付については、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があり、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、労災保険給付の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和4年度の目標値は、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、前年度以下とすることとした。 なお、労災保険給付に係る標準処理期間は最短で1か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	○	△
		17日	前年度(17日)以下	前年度(17日)以下	前年度(18日)以下	17日	前年度(19日)以下	17日		
		17日	18日	18日	19日	23日				
		指標の選定理由	精神障害事案等の複雑困難事案については、認定を行うための調査等に時間を要するところであり、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、精神障害事案の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和4年度の目標値は、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、平成28年度実績(216日)より少ない日数(215日)とすることとした。 なお、精神障害事案に係る標準処理期間は8か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
	年度ごとの実績値									
	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	△		
	216日	215日	215日	215日	215日	215日	215日			
		219日	239日	255日	251日	261日				
	【参考】指標3 労災保険給付の新規受給者数	実績値								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		686,513人	687,455人	653,355人	678,604人	777,387人				
	【参考】指標4 審査請求取消件数	実績値								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		188件	185件	184件	231件	195件				
	【参考】指標5 精神障害事案の請求件数	実績値								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		1,820件	2,060件	2,051件	2,346件	2,683件				
	【参考】指標6 精神障害事案の決定件数	実績値								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		1,461件	1,586件	1,906件	1,953件	1,986件				

達成目標2について		給付金法に基づく給付金等の円滑な支給							
測定指標	指標の選定理由	給付金法に基づき給付金等を支給する事業であるため、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を記載している。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	-	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
	-								
	【参考】指標7 給付金等の支給件数	実績値							
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
				86件	3118件				

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者会議WG後に記載
-----------------	-------------

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】 (判定結果) B【達成に向けて進展】 【達成目標1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数の短縮】 ・ 指標1の労災保険給付の請求から決定までの所要日数については、令和4年度は前年度までに比べ増加しており、目標達成率は83%となっているため、目標の達成に向けて、更なる取組が必要である。 なお、「目標値」欄の令和4年度目標値は、「政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ」における本施策目標の事前分析表の審議時点(令和4年6月)において令和3年度実績値が未集計であったことから、令和2年度の実績値を踏まえ17日と設定していた。本数値を基準とすると令和4年度の目標達成率は74%となるが、目標未達の要因は新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求件数の急増という外部要因であることを踏まえると、目標を概ね達成していると評価できる。 ・ 指標2については、所要日数が増加傾向にあり令和4年度のは目標を達成できなかった。目標未達の要因は、精神障害の労災請求件数が年々増加していること、新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求件数が大幅に増え、その処理に費やす時間が増加したことが考えられる。 【達成目標2 給付金法に基づく給付金等の円滑な支給】 ・ 本事業は法律に基づき給付金を支給する事業であるため、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないことから測定指標を設定していない。そのため、判定を行うことは困難。 【総括】 以上より、全ての指標の達成度が「△」であることから、測定結果を③【相当程度進展あり】、判定結果をB【達成に向けて進展あり】とした。		
評価結果と今後の方向性	総合判定	(有効性の評価) 【達成目標1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数の短縮】 ・ 指標1については、目標未達の要因は新型コロナウイルス感染症の全国的な感染者数の増大に伴い、当該感染症に係る労災保険給付の請求件数が大幅に増えたことにより、労災保険給付全体の決定までの処理期間が令和3年度以前に比べて大幅に増加したことによるものと判断される。当該感染症に係る労災保険給付の請求件数が令和4年度は令和3年度の約7倍となっているなかで標準処理期間より短い所要日数を維持していることを踏まえると、迅速な労災保険給付の仕組みが有効に機能していると評価できる。 ※新型コロナウイルス感染症に係る労災請求: 令和2年度 8,479件、令和3年度 22,904件、令和4年度159,018件 ・ 指標2については、目標未達の要因は、参考指標5のとおり精神障害の労災請求件数が年々増加していることが、精神障害事案の決定までの処理期間が令和3年度以前に比べて増加した原因と考えられる。また、指標1と同様に、新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求件数が大幅に増え、その処理に費やす時間が増加したことも処理期間増加の原因と考えられる。 【達成目標2 給付金法に基づく給付金等の円滑な支給】 ・ 本事業は法律に基づき給付金を支給する事業であるため、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないことから測定指標を設定していない。そのため、評価を行うことは困難。 (効率性の評価) 【達成目標1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数】 ・ 指標1については、毎年度予算額が一定かつ人員に限りがある中で、新型コロナウイルス感染症の感染者数の大幅増加の影響により、処理日数は増加したものの、処理期間の縮減に向けて労災認定の事務処理の見直し等を行っており、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標2についても同様に、処理期間の縮減に向けて精神障害事案に係る労災認定の事務処理の見直し等を行っており、効率的な取組が行われていると評価できる。 【達成目標2 給付金法に基づく給付金等の円滑な支給】 ・ 本事業は法律に基づき給付金を支給する事業であるため、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないことから測定指標を設定していない。そのため、評価を行うことは困難。 (現状分析) 【達成目標1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数の短縮】 ・ 指標1については、平成30年度以降の実績値(日数)が年々増加傾向であるが、これは、過労死等事案などの複雑困難事案が増加傾向にあること、また、新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求件数が近年急増したことが背景にある。今後は、より一層、迅速かつ公正な事務処理のために、審査業務の更なるシステム化を含めた必要な体制整備等が必要となる。 ・ 指標2についても、精神障害に係る労災請求事案が増加していることから、より一層、迅速かつ公正な事務処理のために、審査業務の更なるシステム化を含めた必要な体制整備等が必要となる。 【達成目標2 給付金法に基づく給付金等の円滑な支給】 ・ (参考)指標7について、令和4年度に受付・審査体制の強化を実施し、支給件数の向上を図っている。		
	施策の分析	(施策及び測定指標の見直しについて) 【達成目標1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数の短縮】 ・ 指標1については、各年度における目標値の達成に向け、引き続き、認定を行うための調査体制の整備及び労働局への支援・指導の実施、審査業務の更なるシステム化に向けた検討を進めていく。 ・ 指標2についても、目標値の達成に向け、引き続き、認定を行うための事務処理の見直し、調査体制の整備及び労働局への支援・指導の実施、審査業務の更なるシステム化に向けた検討を進めていく。 【達成目標2 給付金法に基づく給付金等の円滑な支給】 ・ 指標7について、今後も適正かつ迅速な支給に努めていく。		
	次期目標等への反映の方向性			
参考・関連資料等	新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等(累計) URL: https://www.mhlw.go.jp/content/000627234.pdf 建設アスベスト給付金制度について URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/kensetsu_kyufukin.html			
担当部局名	労働基準局 政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)	作成責任者名 補償課長 児屋野 文男 建設石綿給付金認定等業務室長 池田 邦彦	政策評価実施時期	令和5年8月